

返金について

入国前

【1】在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず入学を辞退した場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	○	○
詳細	入学検定料、入学金を除く納付金、入寮費を返金する。		
条件	入学許可書・在留資格認定証明書の返却。		

【2】日本大使館／領事館から査証発給が拒否された場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	○	○
詳細	入学検定料、入学金を除く納付金、入寮費を返金する。		
条件	入学許可書の返却・日本大使館／領事館において査証が拒否されたことを証明できる資料の提出。		

【3】査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	○	○
詳細	入学検定料、入学金を除く納付金、入寮費を返金する。		
条件	入学許可書の返却・査証が未使用で失効した証明を提出（「旅券に添付された査証に取消印のあるページ」の写し、または査証が失効したことが分かる書類）。		

入国後・入学後

【4】 査証を取得し来日したが、入学を辞退した場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	△	×
詳細	入学検定料、入学金、及び入寮費については、返金しない。授業料・教材費については半年分返金する。		
条件	帰国の確認。		

【5】 授業開始日より遅れて入国した場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	×	×
詳細	遅れた分の授業料・教材費及び入寮費は返金しない。やむを得ない事情により、入学時期の変更が認められた場合、授業料・教材費及び入寮費は、変更後の在学期間分に振り替える。		

【6】 退学届が提出された場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	△	×
詳細	次学期以降の授業料・教材費を返金する。		
条件	校長が退学に同意し、返金対象と認めた場合に限る。帰国者は帰国した確認ができる書類の提出。日本国内滞在者は新たな在留資格や所属機関が確認できる書類を提出。		

【7】在留期間が更新できなかった場合、法令・学則違反による退学処分を受けた場合、強制送還された場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	×	×
詳細	一切の納付金を返金しない。		

【8】天災・感染症などのやむを得ない事情で授業を中止した場合

入学検定料	入学金	授業料・教材費	入寮費
×	×	×	×
詳細	一切の納付金を返金しない。		

* ○…返金する。 △…一部返金する。 ×…返金しない。

* 入寮費…6ヶ月の寮費、食器等、布団代を含む。7ヶ月目以降は前月に支払う。退学に伴う7ヶ月目以降の居住しなかった寮費については返金対象とする。

* 納付金及び入寮費の返金は、原則、学期ごとに行う。

1 納付金及び入寮費の返金は、学生本人、経費支弁者、または仲介機関をとおして行う。

2 納付金及び入寮費の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。